

○阿見町男女共同参画センター運営協議会規則

平成27年 9月30日規則第39号

改正

平成28年 3月25日規則第30号

令和 2年 3月27日規則第17号

阿見町男女共同参画センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町男女共同参画センター条例（平成26年阿見町条例第38号。以下「条例」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、阿見町男女共同参画センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 阿見町男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営方針に関する事項
- (2) センターの事業の企画実施に関する事項
- (3) その他センターの運営に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し識見を有する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する各種団体を代表する者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。ただし、任期が引き続き3期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定めるものとし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 協議会の庶務は、町民生活部町民活動課阿見町男女共同参画センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。